

## 株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 18 日

株主及び登録株式質権者各位

埼玉県川口市並木 1 丁目 25 番 26 号  
株式会社バッファロー  
代表取締役社長 坂本 裕二

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます)の施行日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます)に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて「社債、株券等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は施行日において株主名簿に記載されている株主および登録株式質権者のみなさまについて、機構に対し、決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を通知し、その特別口座<sup>1</sup>を下記の口座管理機関に開設することとなりましたので<sup>2</sup>、その旨決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、公告いたします。

### 記

特別口座を開設する口座管理機関 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号  
住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒183 - 8701 東京都府中市日鋼町 1 番 10  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417

(お問い合わせ先) 0120-176-417

以 上

<sup>1</sup> 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株券の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

<sup>2</sup> 既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および登録株式質権者につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。

## 公告の中断ついで追加公告

### 一、公告中断日時

平成二十年十二月十二日

午前二時〇〇分～午前三時〇〇分まで

### 二、公告中断事由

公告掲載時間において、アクセス集中によるサーバーの過重負荷のため、公告の中断が生じました。